

家計急変のあった日本人等学生へ 早稲田大学緊急奨学金 募集案内

出願時から過去1年以内に、家計支持者の失職・破産・病気・死亡等または、火災・風水害等による家計急変のため、修学継続が困難な学生について、標記奨学生を募集します。

出願資格に該当し、本奨学金を希望する場合は、所属の学部・研究科事務所もしくは奨学課 HP で「申込要項」書類を入手し、出願締切期限【厳守】までに出願してください。

**【注意】 詳細については、「申込要項」をご覧ください！
※所属学部・研究科事務所もしくは奨学課HPで入手できます。**

記

1. 出願資格 : 以下条件①②の両方に該当する者

①この奨学金の出願時点で、**過去1年以内（2015年1月～2015年12月）**に家計急変の事由が生じ、修学継続が困難と認められる日本人等【注1】の学部学生または大学院学生（正規課程に在学し、学部は標準修業年限で卒業可能な者、大学院は各課程の標準修業年限内に在籍する者）。

【注1】日本国籍を有する者、永住者、特別永住者、定住者、日本人（永住者、特別永住者）の配偶者・子

②家計急変に対する措置として、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用の申請をしている者、あるいは既に日本学生支援機構奨学金を受給中の者。

2. 奨学金額（年額） : 全学部・研究科 40万円

3. 出願書類の提出場所: **学生部 奨学課**（戸山キャンパス学生会館1階）
※窓口提出＜持参＞
※出願書類は「申込要項」を参照

4. 出願締切期限 : **2016年1月15日（金）17時**
《厳守》

早 稲 田 大 学

2015 年度冬季早稲田大学緊急奨学金 申込要項

<日本人等学生用>

「早稲田大学緊急奨学金」は、在学中に家計支持者の失職・破産・病気・死亡等または、火災・風水害等による家計急変のため、修学継続が困難な学生の支援を目的とした制度です。

本奨学金の給付を希望する対象者は、申込要項等をよく読み、以下の出願手続を必ず行ってください。
審査・選考の結果、奨学生に採用されると、本奨学金の給付を受けることができます。

(ご参考：昨年度冬季の採用状況) 出願者 22 名 → 採用者 14 名

1. 出願資格：

下記条件①②の両方に該当すること

- ① 本奨学金を出願する時点で、過去 1 年以内(2015 年 1 月～2015 年 12 月)に家計急変の事由が生じ、それにより修学継続が困難と認められる日本人等の学部学生または大学院学生(正規課程に在学し、学部は標準修業年限内で卒業が可能な者、大学院は各課程の標準修業年限内に在籍する者)。
- ② 家計急変の発生に対する措置として、日本学生支援機構奨学金に緊急・応急採用の申請をしている者、あるいは既に日本学生支援機構奨学金の交付を受けている者。
- ※1 出願時点で 1 年を超える事由は、一切対象にはなりません。ただし前年度採用者の同一事由による再出願は可能です。
- ※2 家計急変の定義は次のとおりです。

「家計急変」とは、次の①～⑤のいずれかに該当する場合を指します。

- ①主たる家計支持者(父母のうち収入が多い者またはこれに代って家計を支えている者)が会社の倒産・解雇等により失職、または会社都合による早期退職した場合(再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している場合を含む)。
※定年退職や自己都合による退職は、対象となりません。
- ②主たる家計支持者が死亡または離別した場合。
- ③主たる家計支持者が破産した場合。
- ④病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、出願者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が著しく減少した場合。
- ⑤火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害またはこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことで、出願者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が著しく減少した場合。

- ※3 日本国籍を有する者、永住者／特別永住者／定住者／日本人(永住者、特別永住者)の配偶者・子を指します。

2. 奨学金額(年額)：

全学部・研究科 : 40 万円

3. 出願方法：

下記 4 の所定期間内・場所に、下記 5 の出願書類全てを提出してください。

4. 出願書類の提出場所・提出締切期限：

- ・提出場所：学生部奨学課（戸山キャンパス学生会館1階）

※情報生産システム研究科の学生に限り、所属の研究科事務所にお問い合わせください。

- ・提出締切期限：**2016年1月15日（金）17時《厳守》 ※郵送不可**

※下記5の出願書類①～③を全て提出してください。

出願書類に一つでも不備・不足がある場合には、選考対象となりませんので、ご注意ください。

※書類提出時に、個別にヒアリング（15分～30分程度）を行います。時間帯によってはお待ちする場合がありますので、時間に余裕をもって来課願います。

※提出締切日間は大変混雑し、受付に時間がかかります。比較的すいている午前中か、早めの出願書類提出をお勧めします。**提出締切期限を過ぎてからの申請は一切認められません。**

5. 必要な出願書類：

別紙【早稲田大学緊急奨学金願書＜日本人等学生用＞および必要書類の作成・提出方法】をよく読み、**以下①～③全ての書類を揃えてください。**

①「早稲田大学緊急奨学金願書＜日本人等学生用＞」（所定様式）

② 家計を一にする家族全員分の「所得に関する証明書類」（別紙の「2. 必要な所得関係書類」の（1）を参照）

③「家計急変を証明する公的書類」（別紙の「2. 必要な所得関係書類」の（2）を参照）

6. 選考方法：

選考は、提出書類により行います。書類選考上書面から判断ができないことなどを、7月末までに奨学課から学生本人のWaseda-net メールアドレス宛や携帯電話宛に照会したり、追加書類の提出を求める場合があります。

7. 奨学生の決定・奨学金の交付時期：

提出書類によって、生活困窮度・緊急度および修学継続の意欲等について総合的に審査し、奨学生を決定します。最終的な**選考結果は、2016年2月5日に Waseda-net ポータル通知およびメールにてお知らせします。**

なお、**奨学金の交付は、2月29日（予定）**となります。

※本奨学金は、1年限りの交付となります（次年度以降に継続される奨学金ではありません）。

以 上

作成・提出に関する
問い合わせ先

早稲田大学 学生部奨学課（月曜～金曜 9-17時）

TEL 03-3203-9701 / FAX 03-3232-9497

e-mail syogakukin@list.waseda.jp

※12月29日～1月7日および1月12日は閉室します。

提出書類に記載されている個人情報、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。